

自治基本条例に関する講演会

テーマ 『生きた自治基本条例づくり』
講師 NPO法人公共政策研究所 理事長 水澤雅貴氏
月日 平成23年7月19日(火) 午後7時
場所 文化センター TOM 視聴覚室

自治基本条例がなぜ必要なのか

最大の理由は、地方分権改革で、中央集権型の行政システムから地域の自主的な地方分権型システムへの転換する改革が必要になってきました。これが最大の契機だということになります。地方自治体は自己決定、自己責任により運営される地方政府にならなくてはならないということです。当然、地方政府は、自己決定をするためのルールがどうしても必要になります。新しいルールが必要になりました。それが、まちの憲法である自治基本条例であるということになります。

条例を創るうえで、欠かせない項目があります。我町はこうありたいという理念と制度を具体化していく、この2つがセットになっていないと意味がありません。よく制度の理念だけ書いてある、答えが何も無い条例というのはよくあります。理念とは具体的にどういうことを言うのか、総則に当たります。理念があって原則があって目的や条例への位置づけ、最高規範である位置づけ、さらには、権利、役割、責務などこういうようなところに理念がかかってきます。その理念をさらに具体化したものとして、情報共有の制度、参加の制度、協働の制度、住民投票、コミュニティ制度、議会運営制度、行政運営制度、条例の見直し、こういうようなことが具体的にきちんと書いてあって初めて生きた条例になるということです。制度の具体などがないものは、生きた条例にはなりません。



(講師) NPO 法人公共政策研究所
水澤雅貴氏

自治基本条例の注意点

重要なのは、この条例を維持、発展させるということです。条例の見直しやこの条例がうまく行っているための確認をする機関を作ってもらいたいと思います。条例の位置づけですが、この条例は最高規範だと規定されています。是非これも意識して欲しいことです。

生きた条例となるための注意点で5つあります。一つ目は、理念型としない。「こうありたい」というだけではダメです。二つ目は、関連条例の制定を行い

制度の体系化を図ることです。3つ目は「・・・に努める」という努力規定の表現を使わない。4つ目は、作りっぱなしとしない仕組みを入れておく。最後がまちづくり型の条例としないということです。まちづくり型というのは非常に曖昧な言葉です。そういう曖昧な言葉は使わないということです。

参加と協働の違い

参加というのは2つあります。一つは議会及び行政の参加、それから地域社会の参加と2つあります。協働というのは、地域社会の課題を解決するのが協働だということです。議会及び行政は、町民から選挙や直接請求、若しくは情報の共有や参加という形で関わるわけですが、要するに形式的な参加ではなくて実質的な参加に変えていこうということです。今までも、行政から町民に対して町内会を通じて情報伝達という形で行っていましたが、町民の声を議論して物事を決めるという仕組みがありませんでした。ですから、協議会のような組織を創って町民同士が話し合い、その結果を計画という形で行政に引渡しをする。引渡しを受けて行政が、協働で解決したり、税金で解決する。そういうような仕組みが必要であると思います。

策定委員会の進め方

今後の策定委員会の進め方の話ですが、皆さんは検討したことを説明する責任があるということです。ホームページや広報誌で何を検討したか是非公開していただきたいと思います。それから中間報告書をまとめ、策定委員会の皆さんが町民や議員の方々に説明をして欲しいということです。町民の意見を踏まえ最終報告をまとめ提出するということが重要だと思います。

自治基本条例の骨格と構造

骨格はだいたいパターンが決まっています。「前文」「総則」「制度」「制度の担い手」これが大体のパターンです。条例の中でも、「町民参加」「住民投票」「コミュニティ・協働」「議会運営」「条例の見直し」といった部分については、かなり重要になってきます。それから、条例の位置づけ最高規範であるという部分を先に持ってくるか、後に持ってくるかということになります。これは、どちらでも間違いではありません。皆さんは最近日本国憲法を見たことがありますか。憲法を見ると最高規範は後ろに書いてあります。それぞれの町によってまちまちです。自分の町にとって都合の良い条例を作ってもらいたいと思います。

講演内容は要約しています。